

障がい者相談支援センターの役割



令和5年5月31日

障がい福祉課

1 障がい者相談支援センターの考え方

<趣旨>

「熊本市障がい者相談支援センター」は、障がいのある方やそのご家族などから日常生活や福祉に関する様々な相談を受けて、必要な支援を行っており、市内に9カ所に「障がい者相談支援センター」を設置。

令和3年度からセンターを基幹相談支援センターとして位置づけ、一般的な相談支援業務に加え、地域における相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域のコーディネートなどの取り組みを実施することで、相談支援機能の強化を図っていくことにしている。

<利用対象者>

- ・市内にお住いの障がい児者やその家族（介護を行う方も含む）
- ・地域にお住いの方
- ・障がい福祉サービス事業所などの関係機関

<委託期間>

令和3年度～令和5年度（3年間）

<国が示している相談支援体制>

【第3層】

地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター

【第2層】

一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業(委託)

【第1層】

基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

H30 ~R2 R3 ~R5

障がい者相談支援センターの業務

障がい者相談支援センターの業務

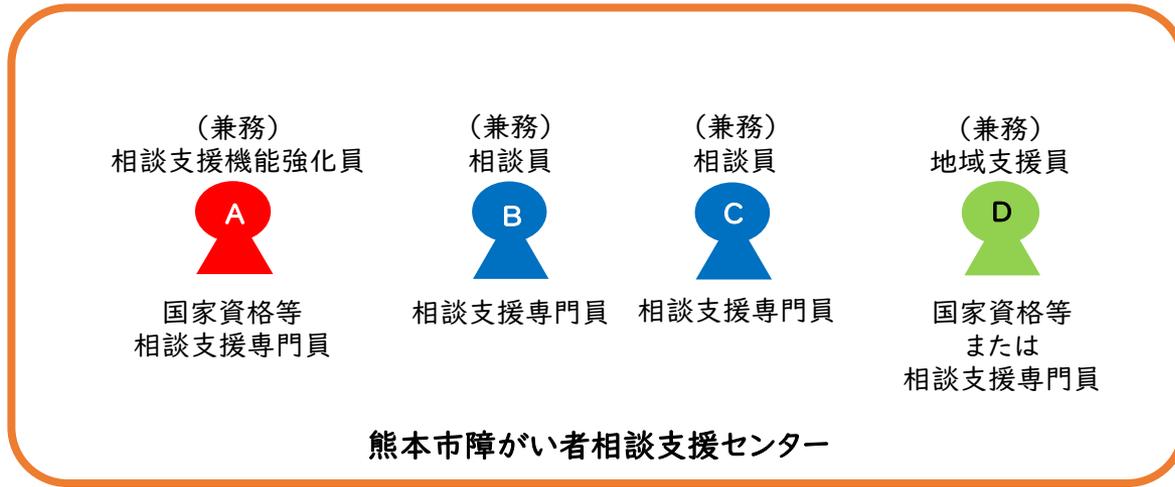
指定特定の業務

2 センターの設置状況

市からの委託期間は3年間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）

圏域	名称	住所	備考
中央1	ちゅうおう	中央区萩原町3番21号1階B号室	4月21日～事業開始
中央2	ウイズ	中央区新大江3丁目20番3号	
東1	青空	東区長嶺西3丁目1番35号	
東2	きらり	東区健軍1丁目27番3号	
西	さいせい	西区春日1丁目3番18号	
南1	じょうなん	南区田迎5丁目1番27号 KSビル1階B号室	
南2	絆	南区城南町宮地1050番地	城南まちづくりセンター内
北1	アシスト	北区北区武蔵ヶ丘1丁目9-1	
北2	チャレンジ	北区西梶尾町451番地1 西嶋第2ビル102号	中央1から圏域変更 H30～R2はなでしこ

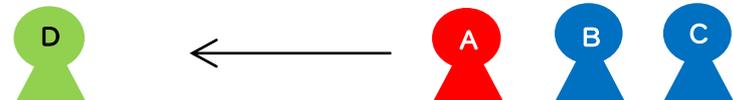
3 人員体制



相談支援業務 (委託相談)

機能強化業務 (基幹相談)

地域支援業務 (基幹相談)



業務に支障がない範囲で協力可能

4 業務内容

H30年度～R2年度

障がい者相談支援事業

相談支援機能強化事業

地域支援事業

※中央2圏域のみモデル事業として実施

機能強化員



国家資格等
相談支援専門員

相談員



相談支援専門員

相談員



相談支援専門員

R3年度～R5年度 ※現在

相談支援業務(委託相談)

機能強化業務(基幹相談)

地域支援業務(基幹相談)

※障がい者相談支援センターを
基幹相談支援センターとして位置づけ

※地域支援員を各センターに1名ずつ配置。

機能強化員



国家資格等
相談支援専門員

相談員



相談支援専門員

相談員



相談支援専門員

地域支援員



国家資格等
または
相談支援専門員

I 相談支援業務（委託相談）

(1) 総合的・専門的な相談支援

① 各種相談受付・聞き取り・課題整理

障がい者等からの相談を受け付けし、主訴を聞き取り、課題の整理や必要な情報提供を行う。

② 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用支援が必要な場合、情報提供や同行支援等を行う。

③ 社会資源を活用するための支援

地域の社会資源を活用して相談支援を行う。

④ 社会生活力を高めるための支援

生活する上で必要な金銭面の相談等に関する相談支援を行う。

⑤ 専門機関の紹介等

他の支援制度・専用窓口等への引継ぎが適当なものについては、専門機関の紹介等を行う。

⑥ ピアカウンセリングに関する支援

ピアカウンセリングによる支援が必要な場合に、提供や紹介等を行う。

I 相談支援業務（委託相談）

(2) 権利擁護・虐待の防止

① 成年後見制度利用支援事業への支援・相談対応

成年後見制度に関する相談を受け付け、関係機関との調整等を行う。

② 虐待防止や差別解消に関する相談支援・相談対応

センターや市虐待防止センター等に寄せられた相談に対して、初期対応等を行うなど市と協力して対応する。また、差別解消に関する相談を受け付け、市と協力して対応する。

(3) その他

① 災害等の緊急時における支援の協力

災害の発生や感染症が発生する等の緊急時に安否確認等の障がい者等への支援の協力を行う。

Ⅱ 機能強化業務（基幹相談）

【第3層】地域における相談支援体制の整備等

【第2層】一般的な相談支援

【第1層】基本相談を基盤とした計画相談支援

(1) 指定相談支援事業者等に対する指導、助言

① 複雑・困難な相談ケースへの支援

複雑・困難なケースについて、支援に関する助言や、ケース会議への同席等、指定相談支援事業所へ支援を行う。

② 指定相談支援事業所への後方支援及び人材育成

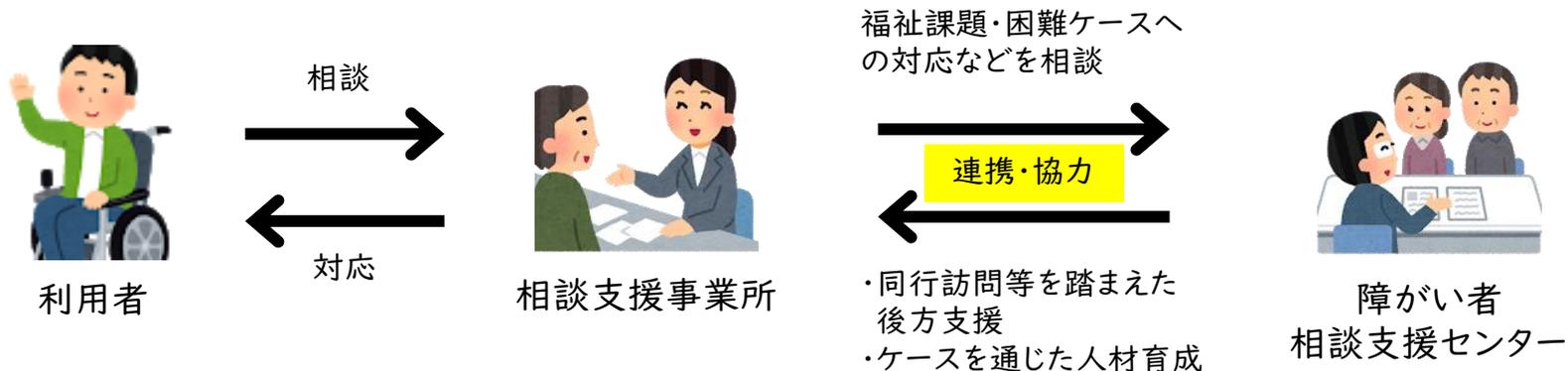
担当区域内の指定相談支援事業所に対する後方支援及び相談支援専門員の人材育成を行う。

③ 研修等の企画・運営

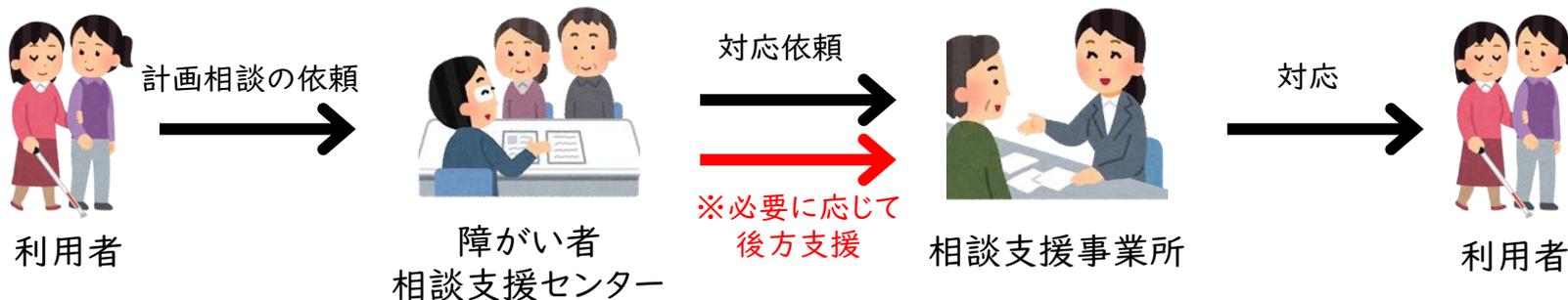
熊本市障がい者自立支援協議会相談支援部会と連携し、相談支援専門員のスキルアップにつながる研修等を行う。

<センターと相談支援事業所の連携協力（イメージ）>

ケース1



ケース2



※本来の役割及び件数制限
があることから対応困難

Ⅱ 機能強化業務（基幹相談）

(2) 各種会議に関する連携・取り組み

① 区障がい福祉ネットワーク会議の企画・運営等

区単位の障がい福祉ネットワーク会議を区役所と連携して年4回程度開催する。

② 相談支援機能強化員連絡会議への参加

相談支援機能強化員連絡会議の中で、センター間の情報共有や地域での課題の集約や改善に向けた取り組み等を検討する。

③ 熊本市障がい者自立支援協議会の各部会への参加

熊本市障がい者自立支援協議会の各部会に参加し、総合的に課題を集約し、改善に向けた取り組み等を検討する。

① 区障がい福祉ネットワーク会議の企画・運営等

【目的】

区内での相談支援の充実に向けた円滑な連携協力体制の確立

- 利用者、障がい福祉サービスの状況、社会資源等にかかる情報共有
- 支援を得られていない方への対応及び困難事例の解決に関する相互協力
- 地域課題の集約及び解決に向けた検討 など

【基本構成員】

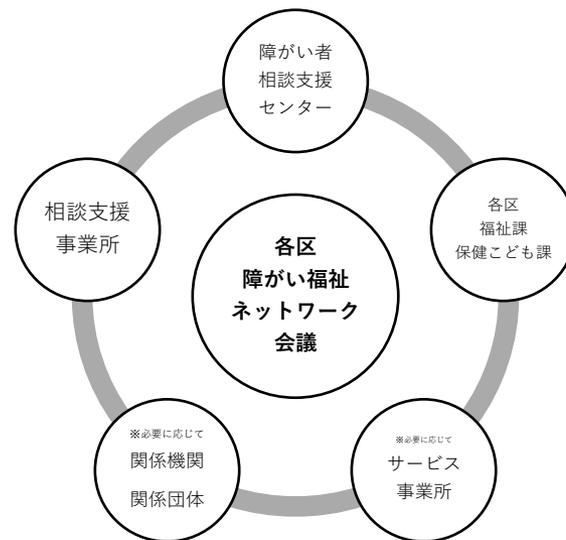
各区の福祉課及び保健子ども課、障がい者相談支援センター、指定特定相談支援事業所

※必要に応じて、障害福祉サービス事業所、その他の関係機関・団体等

【企画・運営】

概ね四半期毎を目安に年4回以上の会議の開催を実施すること。

※センターと区役所（福祉課・保健子ども課）が共同で会議を運営する。



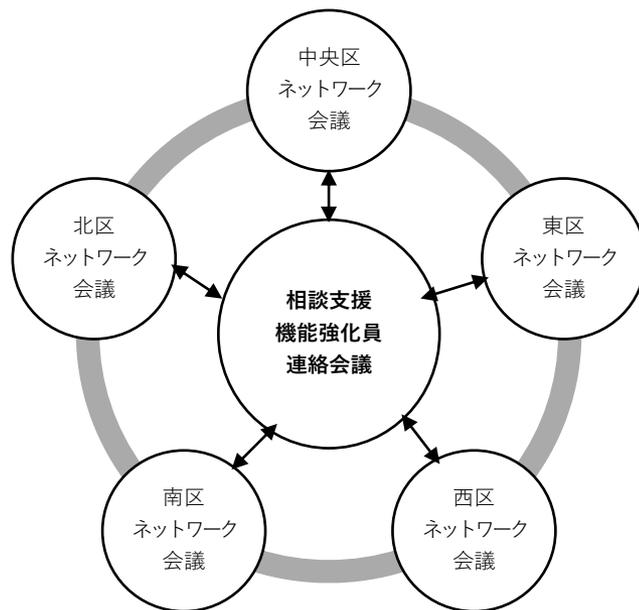
② 相談支援機能強化員連絡会議

【目的】

熊本市障がい者相談支援センター（9カ所）間の各区にまたがる情報共有や、市全体としての対応の整合性を図る場として、各センターの相談支援機能強化員が集まる会議を毎月1回開催。

【内容】

- 各区障がい福祉ネットワーク会議の進捗状況
- 困難ケースへの対応、情報共有
- 各種会議の出席状況、内容の共有
- 市からの説明・報告事項



(参考) 区障がい福祉ネットワーク会議と障がい者自立支援協議会の関係

区障がい福祉ネットワーク会議 (区内での相談支援の充実にに向けた円滑な連携協力体制の確立)

構成は、障がい者相談支援センター、各区福祉課・保健こども課、相談支援事業所 ※必要に応じてサービス事業所、関係機関・団体



情報共有



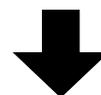
相談支援機能強化員連絡会議 (障がい者相談支援センターの相談支援機能強化員:9名)

(会議の役割)

各センター間のケース対応等の整合性を図ること

各区にまたがる情報の共有等を図ること

各種課題の検討を行うこと など



報告・提案

障がい者自立支援協議会 (本会議)

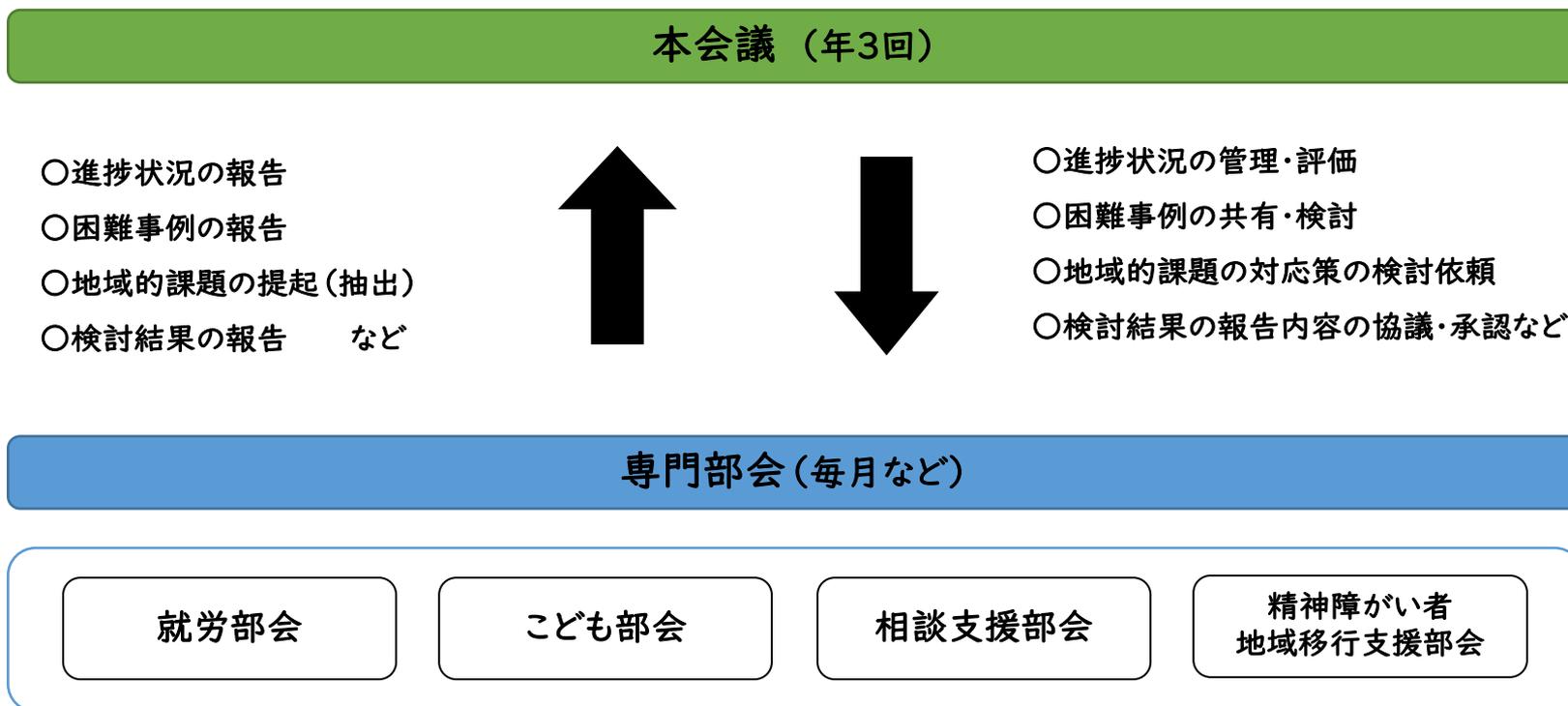
部会での検討が必要な場合



協議会で再度検討が必要な場合
または検討状況の報告

障がい者自立支援協議会の各部会 (就労・相談支援・こども・精神障がい者地域移行支援)

③ 熊本市障がい者自立支援協議会の各部会への参加



【各部会への参加について】

- ・センターから各部会に参加すること。
- ・相談支援部会には、相談支援専門員のスキルアップの観点から、センターから機能強化員や相談員が参加すること。

【第3層】地域における相談支援体制の整備等

【第2層】一般的な相談支援

【第1層】基本相談を基盤とした計画相談支援

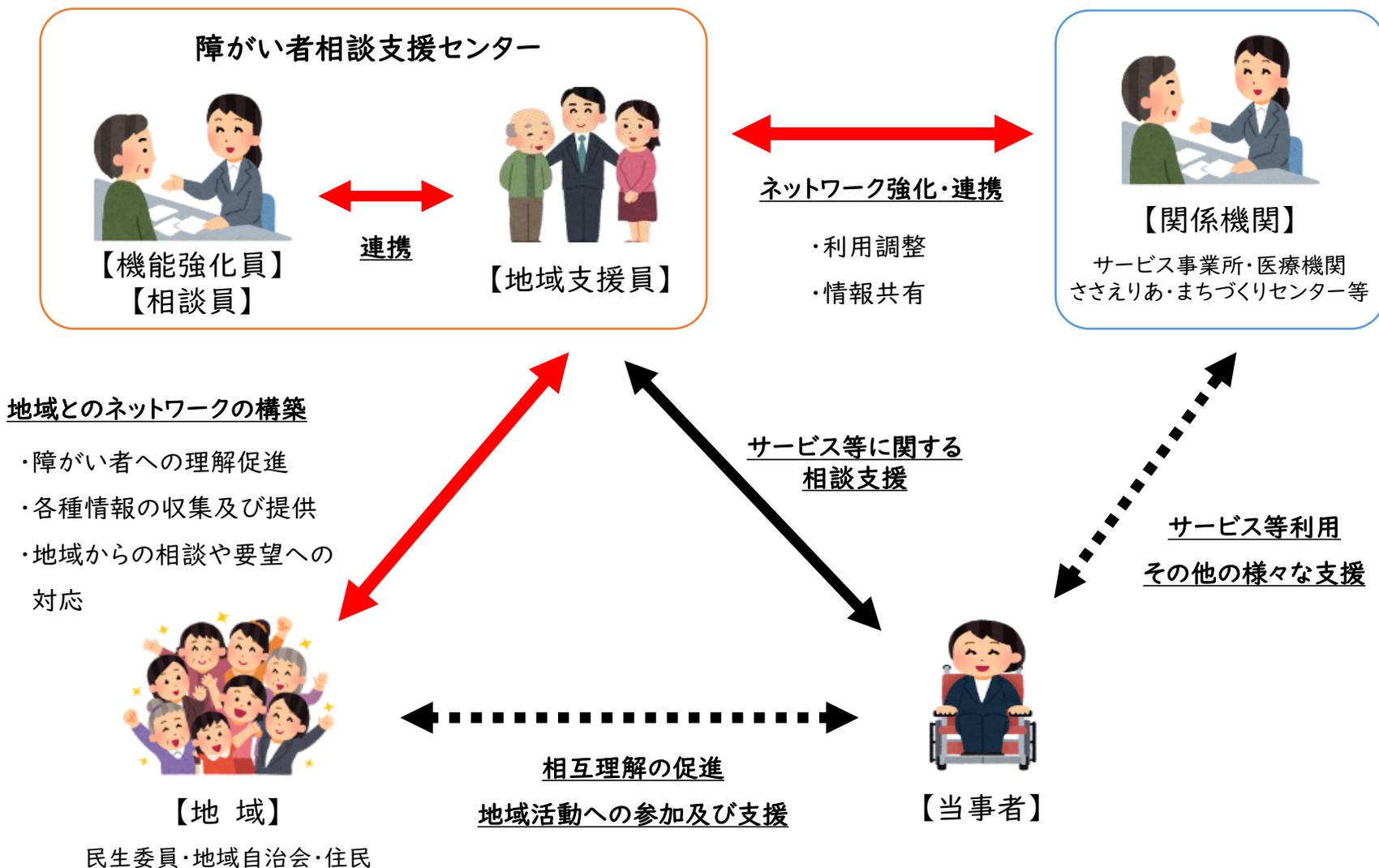
Ⅲ 地域支援業務（基幹相談）

- ・ まちづくりセンターや地域包括支援センター（ささえりあ）、民生委員・児童委員、学校、その他地域の関係機関とのネットワークを構築し、連携を図り、支援を必要とする障がい者を見出し、相談や適切な支援に繋げる。
- ・ 地域の住民に対する障がいへの理解に関する周知への協力や研修開催等の啓発活動を実施する。

《具体的な事業》

- ① 地域における障がい福祉に関する様々な関係機関とのネットワークの構築及び連携
- ② アウトリーチの実施
- ③ 社会資源の情報収集や共有化、開発等
- ④ 地域における障がい者等への理解促進
- ⑤ 災害時における障がい者等の支援体制の構築
- ⑥ 地域生活支援拠点の各種取り組み

地域支援事業のイメージ

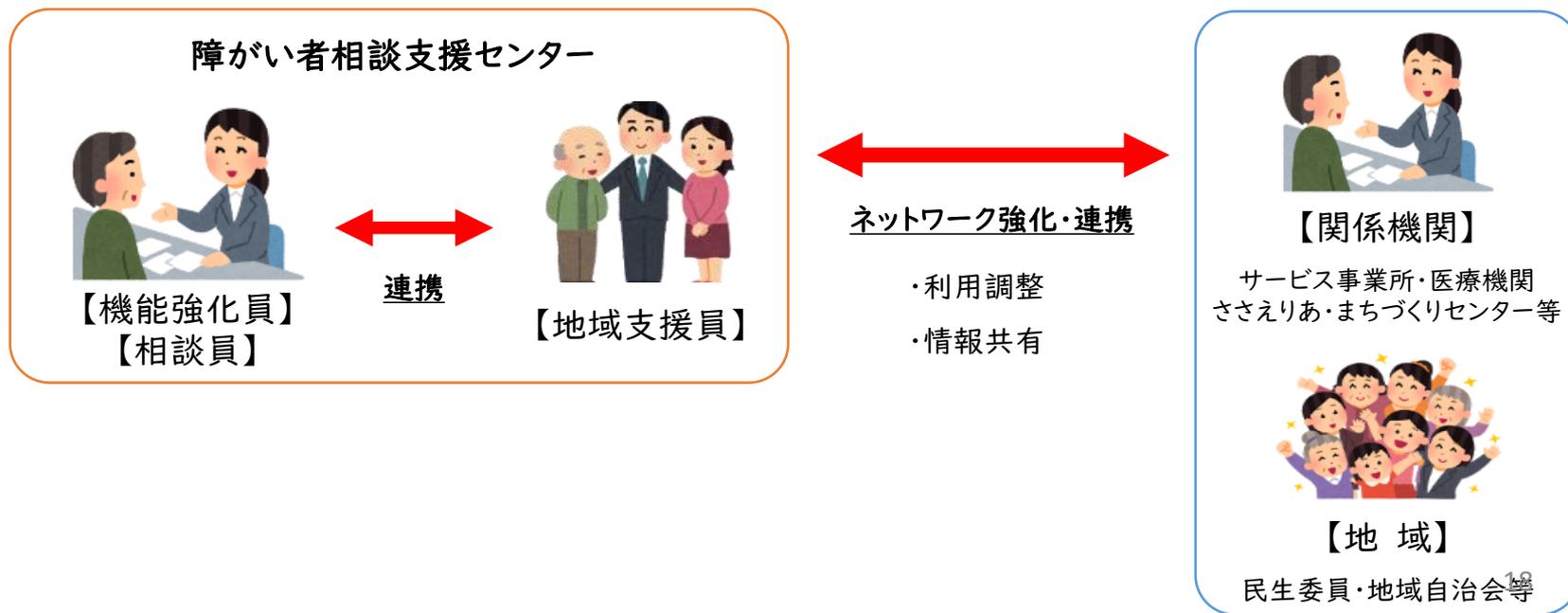


地域支援業務とは

① 地域における障がい福祉に関する様々な関係機関とのネットワークの構築及び連携

地域包括支援センターや民生委員・児童委員、学校、その他地域の関係機関とのネットワークを構築し、連携を図るとともに、情報交換や助言等を行う。

- ・ 民生委員・児童委員、その他地域の関係機関との連携強化
- ・ 地域包括支援センター（ささえりあ）との連携強化
- ・ まちづくりセンターへの情報発信及び連携協力
- ・ 支援を必要とする障がい者を見出し、相談や適切な支援に繋げる



<想定される地域の関係機関>

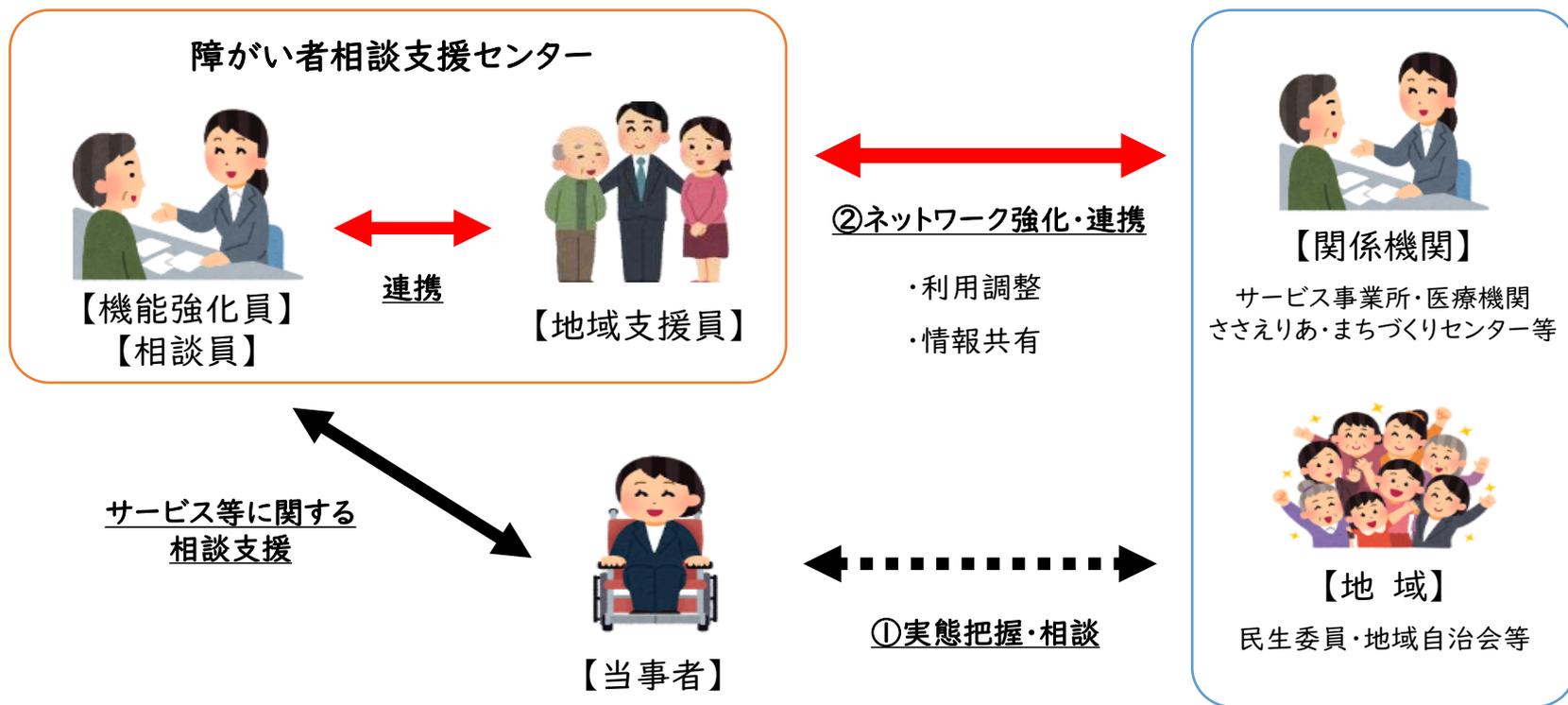
- ・区役所（総務企画課、福祉課、保健子ども課、保護課） ・まちづくりセンター
- ・高齢者支援センターささえりあ ・児童発達支援センター
- ・圏域内の教育機関（小学校、中学校、高校、大学など）
- ・その他の地域の関係団体（社協、民児協（民生委員）、自治協（自治会長）など）

<目標>

地域の関係機関に対して、「障がい者相談支援センター」の認知度を高めることで、センターに相談しやすい環境を作っていく。

② アウトリーチの実施

地域における支援を必要とする障がい者等を見出し、地域の関係機関と連携し、相談や適切な支援に繋げる。



<目標>

地域で支援を必要とする障がい者等の情報を吸いあげて、サービス等に関する相談支援につなげていく。

③ 社会資源の情報収集や共有化、開発等

担当圏域の活用可能な機関や団体及び社会資源等を把握及び整理し、他のセンター等との情報共有を図るとともに、地域の実情に応じた社会資源の開発等を検討する。

障がい者相談支援センター



【地域支援員】



他のセンターとの情報共有
社会資源の開発等



実態把握・情報整理



【関係機関】

サービス事業所・医療機関
ささえりあ・まちづくりセンター等



【地域】

民生委員・地域自治会等

<目標>

担当圏域の活用可能な機関や社会資源を整理する。

④ 地域における障がい者等への理解促進

障がい者サポーター制度等を活用した障がいへの理解に関する周知への協力や研修開催等の啓発活動を実施する。

- ・ 障害者差別解消法に関する周知及び啓発活動の実施
- ・ 障がい者理解（障がい者サポーター制度等）に関する広報及び啓発活動、研修等の実施
- ・ 障害福祉サービスの周知や虐待防止に関する啓発の実施

障がい者相談支援センター



【地域支援員】



【地域】

民生委員・地域自治会・住民
学校・企業 など

地域活動への参加及び支援



相互理解の促進



【当事者】

<想定される啓発活動先>

- ・圏域内の住民
- ・圏域内の教育機関（小学校、中学校、高校、大学など）
- ・圏域内の民生委員、自治会
- ・圏域内の企業、任意団体

※まちづくりセンターや公民館と連携した啓発活動も可能。

<目標>

圏域内の住民に対して障がいへの理解を深めていく。（障がい者サポーター研修、出前講座の開催等）

⑤ 災害時における障がい者等の支援体制の構築

災害の発生や感染症が発生する等の緊急時に備え、校区防災連絡会議や避難訓練等への連携・協力等、地域の関係機関と連携した障がい者等への支援体制構築に向けた取り組みを行う。

- ・ 災害発生に備えた地域の関係機関と連携した障がい者への支援体制構築に向けた取り組みの実施
- ・ 校区防災連絡会や避難所運営委員会等へ参画
- ・ 災害時の緊急対応（安否確認等）

⑥ 地域生活支援拠点の各種取り組み

センターを地域生活支援拠点の中核として位置づけて、地域における居住支援の機能の充実に図るとともに、区を基本とする障害福祉サービス事業所等をはじめとする地域の社会資源の円滑な活用に向けたコーディネートを行う。